

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の予防について（令和5年5月8日以降）

山形市教育委員会

日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しますが、今後とも、保護者の皆さまには、お子さまの健康状態の把握、並びに感染症予防対策等に対しご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 感染症予防対策について

○引き続き、ご家庭で**お子さまの健康状態の確認**をお願いします。

⇒発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、かかりつけ医への受診や自宅で休養する等、適切にご対応ください。



○学校教育活動において、**マスクの着用は求めないことを基本とし、着用は個人の判断となります**。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨しています。

2 お子さまの出席停止の取扱い等について

○**児童生徒の感染が判明した場合**

⇒学校へ連絡をお願いします。

その際、お子さんの症状や具体的な状況をお知らせください。

⇒季節性インフルエンザ等と同様、感染している疑いがある場合や感染する恐れのある場合にも、校長の判断により出席停止となります。

《出席停止期間の基準》

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症日				症状が軽快	軽快後、1日	登校可能		
例2	発症日					症状が継続	症状が軽快	軽快後、1日	登校可能

※これまでの「濃厚接触者」は今後、特定しないため、濃厚接触による出席停止にはなりません。